

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第19号

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 文化会館の開館時間は、<u>次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 展示室 午前9時から午後5時まで（展示室で展覧会を開催している期間中の金曜日にあつては、午前9時から午後7時30分まで）</u></p> <p><u>(2) 芸能ホール及び和室 午前9時から午後10時まで</u></p> <p>4 略</p> <p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第5条 ミュージアムのうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、<u>特別展示室、講堂及び研修室並びに芸能ホール、展示室及び和室</u>（以下「特別展示室等」という。）とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、<u>香川県立ミュージアム利用許可申請書（第1号様式）又は香川県立ミュージアム香川県文化会館利用許可申請書（第1号様式の2）</u>（以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>利用許可申請書</u>は、利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日）の1年前から7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 文化会館の開館時間は、<u>午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第5条 ミュージアムのうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、特別展示室、講堂及び研修室（以下「特別展示室等」という。）とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県立ミュージアム利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>香川県立ミュージアム利用許可申請書</u>は、利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日）の1年前から7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>

3・4 略

(使用料)

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する教育委員会規則で定める額並びに特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料並びに香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する教育委員会規則で定める額並びに芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、展示室又は和室を分割して利用する場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後9時後（展示室にあっては、午後5時後）の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別表のとおりとする。

別表（第9条関係）

1 香川県立ミュージアム

(1) 特別展示室、講堂及び研修室使用料

略

(2) 冷暖房使用料

略

(3) 附属設備及び器具の使用料

略

(4) 電気特別使用料

略

(5) 駐車場を回数券により利用する場合の使用料

略

2 香川県立ミュージアム香川県文化会館

(1) 芸能ホール、展示室及び和室使用料

区分	種別	単位	使用料の額
芸能ホール（客席、舞台、	平日	午前9時から午後9時まで	37,500円
		午前9時から午後5時まで	22,840円

3・4 略

(使用料)

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する教育委員会規則で定める額並びに特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

別表（第9条関係）

1 特別展示室、講堂及び研修室使用料

略

2 冷暖房使用料

略

3 附属設備及び器具の使用料

略

4 電気特別使用料

略

5 駐車場を回数券により利用する場合の使用料

略

楽屋及び27畳敷の和室)		午前9時から正午まで	7,620円	
		午後1時から午後9時まで	26,830円	
		午後1時から午後5時まで	12,190円	
		午後6時から午後9時まで	10,980円	
		午後9時後 30分当たり	1,830円	
		休日等	午前9時から午後9時まで	45,000円
			午前9時から午後5時まで	27,400円
			午前9時から正午まで	9,140円
			午後1時から午後9時まで	32,190円
			午後1時から午後5時まで	14,620円
		練習等	午後6時から午後9時まで	13,170円
			午後9時後 30分当たり	2,190円
			午前9時から午後9時まで	18,750円
			午前9時から午後5時まで	11,420円
			午前9時から正午まで	3,810円
午後1時から午後9時まで	13,410円			
午後1時から午後5時まで	6,090円			
午後6時から午後9時まで	5,490円			
午後9時後 30分当たり	910円			
展示室(2階展示室、3階展示室、ロビー及びギャラリー)	全面		午前9時から午後5時まで	18,240円
		午後5時後 30分当たり	1,370円	
	2階展示室	午前9時から午後5時まで	6,210円	
和室(27畳敷の和室、談話室及び茶室)	3階展示室	午後5時後 30分当たり	470円	
	全面	午前9時から午後5時まで	9,090円	
		午後5時後 30分当たり	680円	
和室(27畳敷の和室、談話室及び茶室)	全面	午前9時から午後9時まで	10,830円	
		午前9時から午後5時まで	6,600円	
		午前9時から正午まで	2,200円	
		午後1時から午後9時まで	7,750円	
		午後1時から午後5時まで	3,520円	
		午後6時から午後9時まで	3,170円	
		午後9時後 30分当たり	530円	
		分割	午前9時から午後9時まで	5,410円
	午後9時から午後5時まで	3,300円		

	午前9時から正午まで	1,100円
	午後1時から午後9時まで	3,870円
	午後1時から午後5時まで	1,760円
	午後6時から午後9時まで	1,580円
	午後9時後 30分当たり	260円

備考

- 1 芸能ホールにおける「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは休日、日曜日及び土曜日をいい、「練習等」とは準備又は練習のために利用する場合をいう。
- 2 和室における「分割」とは、芸能ホールを使用する者が、談話室及び茶室を併せて使用する場合をいう。

(2) 冷暖房使用料

区分	種別	単位	使用料の額	
芸能ホール（客席、舞台、楽屋及び27畳敷の和室）		午前9時から午後9時まで	18,750円	
		午前9時から午後5時まで	11,420円	
		午前9時から正午まで	3,810円	
		午後1時から午後9時まで	13,410円	
		午後1時から午後5時まで	6,090円	
		午後6時から午後9時まで	5,490円	
		午後9時後 30分当たり	910円	
展示室（2階展示室、3階展示室、ロビー及びギャラリー）	全面	午前9時から午後5時まで	4,560円	
		午後5時後 30分当たり	280円	
	2階展示室	午前9時から午後5時まで	1,550円	
		午後5時後 30分当たり	90円	
	3階展示室	午前9時から午後5時まで	2,270円	
		午後5時後 30分当たり	140円	
和室（27畳敷の和室、談話室及び茶室）	全面	午前9時から午後9時まで	2,700円	
		午前9時から午後5時まで	1,650円	
		午前9時から正午まで	550円	
		午後1時から午後9時まで	1,930円	
		午後1時から午後5時まで	880円	
		午後6時から午後9時まで	790円	
		午後9時後 30分当たり	130円	
		分割	午前9時から午後9時まで	1,350円

	午前9時から午後5時まで	820円
	午前9時から正午まで	270円
	午後1時から午後9時まで	960円
	午後1時から午後5時まで	440円
	午後6時から午後9時まで	390円
	午後9時後 30分当たり	60円

(3) 附属設備及び器具の使用料

区分	単位	使用料の額
受付用小机 (いす付き)	1台につき	
	1日当たり	400円
展示ケースA	午後5時後 30分当たり	30円
	1台につき	
展示ケースB	1日当たり	500円
	午後5時後 30分当たり	40円
彫塑台	1台につき	
	1日当たり	400円
展示台	午後5時後 30分当たり	30円
	1台につき	
長机	1日当たり	300円
	午後5時後 30分当たり	20円
ひな壇 (5枚1組)	1台につき	
	1日当たり	150円
ピンスポット (1キロワット)	午後5時後 30分当たり	10円
	1台につき	
スポットライト	1日当たり	140円
	午後5時後 30分当たり	10円
ピンスポット (1キロワット)	1組につき	
	1回当たり	710円
スポットライト	午後9時後 30分当たり	90円
	1台につき	
ピンスポット (1キロワット)	1回当たり	500円
	午後9時後 30分当たり	70円
スポットライト	1台につき	

(1キロワット)	1回当たり	500円
マグノカラー付き	午後9時後 30分当たり	70円
フットライト	1式につき	
(3.2キロワット)	1回当たり	1,500円
	午後9時後 30分当たり	190円
演台設備(花台付き)	1式につき	
	1回当たり	710円
	午後9時後 30分当たり	90円
赤毛せん	1枚につき	
	1回当たり	100円
	午後9時後 30分当たり	20円
座布団(舞台用)	1枚につき	
	1回当たり	100円
	午後9時後 30分当たり	20円
折りたたみいす	1脚につき	
	1回当たり	50円
	午後9時後 30分当たり	10円
長机	1台につき	
	1回当たり	70円
	午後9時後 30分当たり	10円
ピアノ	1式につき	
	1回当たり	3,000円
	午後9時後 30分当たり	380円
金びょうぶ(大)	1双につき	
	1回当たり	3,000円
	午後9時後 30分当たり	380円
金びょうぶ(小)	1双につき	
	1回当たり	2,000円
	午後9時後 30分当たり	250円
白びょうぶ(大)	1双につき	
	1回当たり	2,000円
	午後9時後 30分当たり	250円
音響装置	1式につき	
	1回当たり	3,500円
	午後9時後 30分当たり	440円

毛せん（茶席用）	1枚につき	
	1回当たり	70円
座布団	午後9時後 30分当たり	10円
	1枚につき	
	1回当たり	50円
	午後9時後 30分当たり	10円

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時までの時間をいう。
- 2 この表において「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの時間をいう。

(4) 電気特別使用料

単位	使用料の額
使用量1キロワット時当たり	20円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定するものとし、その使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。

第1号様式 (第6条関係) 略

第1号様式の2 (第6条関係)

香川県立ミュージアム香川県文化会館利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

香川県立ミュージアム香川県文化会館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的	行事等の名称				
	行事等の内容				
利用日	年 月 日 () から	日間	入場予定人員	1日 人予定	
	年 月 日 () まで			1回 人予定	
□ 展示室	利用展示室	□ 2階展示室、3階展示室、ロビー及びギャラリー □ 2階展示室 □ 3階展示室			
	金曜日の時間延長	□ 有 () □ 無			
	可動壁	□ 利用する □ 利用しない			
	日程	搬入・設営	月 日 ()	~	月 日 () :
		展 覧	月 日 ()	~	月 日 () :
		撤収・搬出	月 日 ()	~	月 日 () :
	仮設物設置の有無	□ 有 () □ 無			
設営・撤収者名					
□ 芸能ホール (27畳敷の和室を含む。)	平日利用	:	~	:	
	土・日・祝日利用	:	~	:	
□ 和室	開演・閉演時間	開場 :	開演(開会) :	閉演(閉会) :	
	利用時間	:	~	:	
附属設備、器具等	□ 利用しない				
	□ 利用する (別紙のとおり)				
利用責任者	住 所				
	氏 名	電話番号	()	-	
入場料	□ 有料 () □ 無料	販売物	□ 有 () □ 無		
備 考					

注 □については、該当するものに/印を記入してください。

第1号様式 (第6条関係) 略

(別紙)

行事等の名称 ()

利用日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

種別	名称	単位	数 量			
			午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
展示室関係の用具	受付用小机	台				
	展示ケースA	台				
	展示ケースB	台				
	彫 塑	台				
	展 示 台	台				
	長 机	台				
冷暖房の使用 (展示室)	<input type="checkbox"/> 冷 房 <input type="checkbox"/> 暖 房		<input type="checkbox"/> 午前9時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時以降 ()			
			数 量			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時以降
芸能ホール・和室関係の用具	ひな壇(5枚1組)	組				
	ピンスポットライト	台				
	スポットライト	台				
	フットライト	式				
	演 台 設 備	式				
	赤 毛 せ ん	枚				
	座布団(舞台用)	枚				
	折りたたみいす	脚				
	長 机	台				
	ピ ア ノ	式				
	金びょうぶ(大)	双				
	金びょうぶ(小)	双				
	白びょうぶ(大)	双				
	音 響 装 置	式				
毛せん(茶席用)	枚					
座 布 団	枚					
冷暖房の使用 (芸能ホール又は和室)	<input type="checkbox"/> 冷 房 <input type="checkbox"/> 暖 房		<input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時まで <input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後9時以降 ()	<input type="checkbox"/> 午前9時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後9時まで <input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時まで		
電気特別使用	1kW		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

- 注 1 冷暖房の使用の欄については、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 電気特別使用の欄については、該当する□にレ印を、有の場合は、定格消費電力及び使用時間を記入してください。
- 3 施設を2日以上利用するときは、使用する展示室関係の用具、芸能ホール・和室関係の用具、冷暖房の使用及び電気特別使用の欄に利用日も記入してください。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定並びに第1号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。